

## 小牧市民病院移転業務委託プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング実施要領

### 1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

小牧市民病院移転業務委託プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングは、小牧市民病院移転業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）による第一次審査により選定された者を対象に実施する。

### 2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは次により実施する。

#### (1) 実施場所

小牧市民病院 8 階大会議室

#### (2) 実施日時

平成 30 年 7 月 6 日（金）午後 1 時 30 分より

なお、時間割は別途通知する。

#### (3) 出席者

説明員は総括責任者及びパソコン操作員を含め 3 名以内とする。

なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

#### (4) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、事務局が公平に行うくじ引きにより決定した順番及び時間で出席者の説明を受け、説明終了後、審査委員会委員がヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションは 1 者につき 20 分以内で説明し、ヒアリングは 20 分以内を予定する。

ウ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間以内（5 分）に行うこと。

エ プレゼンテーションに際しては、提出した様式 4 の内容のみとし、事務局で用意したパソコン（アプリケーションは Microsoft Power Point2010）を用いて説明すること。ただし、様式 4 に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）及びビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。

オ プロジェクターは事務局で用意する。なお、機種の様等については事前に確認すること。

### 3 第二次審査の選定概要

第二次審査は、原則として様式4のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

### 4 その他

- (1) ヒアリングにおいては、主要業務実績等についても確認する場合がある。
- (2) プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した移転業務企画提案書の内容以外の資料等を使用した場合は、提出された移転業務企画提案書は無効とする場合がある。
- (3) 移転業務企画提案書に虚偽の記載をした場合には、移転業務企画提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。